

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水熱交換器建屋加熱蒸気系フラッシュタンク器内圧力指示計において、変形が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	タービン建屋低電導度廃液系サンプポンプ(A)グランド受けにおいて、排水配管詰まりによる漏水が認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GⅢ	
3	1号機	タービン建屋低電導度廃液系サンプポンプ(A)において、汲み上げ不良による「液位 高」の警報が発生したため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A, B)出口流量記録計において、記録紙の詰まりによる欠測(約1.5日)が認められたため、当該記録紙を点検・調整すると共に、当該期間中の流量を代替監視データで変動無しを確認。	GⅢ	